

医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、医療法第7条第3項の規定に基づく許可を要しない診療所（以下「許可を要しない診療所」という。）の協議手続き、神奈川県保健医療計画への記載方法等その取扱いについて定めることにより、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的とする。

(許可を要しない診療所)

第2条 許可を要しない診療所は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 診療報酬上の在宅療養支援診療所の届出を行っている診療所
- (2) 分娩を取り扱う診療所

(協議)

第3条 前条各号に定める診療所に一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者（以下「開設者等」という。）は、当該診療所が許可を要しない診療所に該当するか否かについて協議するため、協議書（第1号様式）を神奈川県知事（ただし、保健所設置市にあっては各市長）に提出するものとする。ただし、神奈川県知事に協議書を提出する場合は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して提出するものとする。

2 神奈川県知事（ただし、保健所設置市にあっては各市長）は、事前協議の申出があったときは、次の事項について 審査するものとする。

- (1) 関係法令に抵触していないこと。
- (2) 神奈川県保健医療計画との整合性があること。
- (3) 診療所の開設等の計画に確実性があること。

3 神奈川県知事（ただし、保健所設置市にあっては各市長）は、神奈川県医療審議会の意見を聴き、許可を要しない診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等に通知するものとする。

(神奈川県保健医療計画への記載)

第4条 神奈川県知事は、許可を要しない診療所を決定したとき、及び保健所設置市の市長から決定した旨の通知を受けたときは、その名称等を速やかに神奈川県保健医療計画（インターネット版）に掲載するものとする。

(報告)

第5条 許可を要しない診療所に該当すると決定され、一般病床の設置又は増床の届出を行った開設者は、毎年4月に前年度の在宅療養支援診療所に係る報告書の写し(第2号様式)又は分娩取扱い件数(第3号様式)を神奈川県知事又は保健所設置市の市長に報告するものとする。

(指導)

第6条 神奈川県知事又は保健所設置市の市長は、許可を要しない診療所と決定した開設者等及び許可を要しない診療所に該当すると決定され、一般病床の設置又は増床の届出を行った開設者に対し、必要に応じ病床の適切な運営等について指導を行うものとする。また、許可を要しない診療所に該当しないと認められる場合は、開設者等に対し病床の廃止又は減少について指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。